

# 2025年度 石川県高等学校・中学校ゴルフ連盟 主催競技

## ローカルルール

2025年度石川県高等学校・中学校ゴルフ連盟主催競技は（公財）日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（2023年1月施行）と、このローカルルールを適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。下記に参照するローカルルールの全文については2023年2月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jpで閲覧可）。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2罰打）

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

### 2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアがアウトオブバウンズの境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズの境界）と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1 に基づいて反対側の救済を受けることができる。

### 3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

- (a) 修理地
  - (1) 白線で囲まれ青杭で表示してある区域。
  - (2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。  
プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合：
    - (a) ジェネラルエリアの球。そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。
    - (b) パッティンググリーン上の球。そのプレーヤーは規則 16.1d に基づいて救済を受けることができる。  
しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。  
救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から 1 クラブレンジス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則 14.3c(2) に基づいて要求されるように処置しなければならないことを意味している。
  - (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
- (b) 動かさない障害物
  - (1) 白線の区域と動かさない障害物がつながれている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
  - (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
  - (3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。どの個体はルースインペディメントである。
  - (4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルU字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。ティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。
  - (5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

### 4. 不可分な物（規則 14.6）

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

### 5. 恒久的な高架の送電線（規則 14.6）

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する：プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーに当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外：高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

## 6. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリストを適用する。  
プレーヤーが行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載しているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。載しているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。  
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格  
例外：1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除され年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
- (b) ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。  
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (c) 適合球リストを適用する。  
ストロークを行うときに使用する球は R & A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。  
このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰：失格
- (d) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。  
このローカルルールの違反の罰：失格

## 7. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則 5.7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

即時中断 — 1 回の長いサイレンまたはエアホーン（10～15 秒）

中断 — 3 回の連続する短いサイレンまたはエアホーン

プレーの再開 — 2 回の連続する短いサイレンまたはエアホーン

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

## 8. 練習（規則 5）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。  
例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されている **打球練習場** を練習のために使うことができる。（**バンカー練習場およびアプローチ練習場は使用禁止とする**）
- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：  
2つのホール間のプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。  
・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、  
・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

## 9. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

### 10. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

#### 11. スコアカードの提出（規則 3.3b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

#### 12. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

#### 13. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

#### 14. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

#### 15. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 16. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

#### 17. 携帯電話

コース内では緊急時以外の携帯電話の使用を禁止する。

#### 18. 行動規範

プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2 a に基づいて失格とする場合がある。

# 令和7年度 第27回石川県高等学校ゴルフ選手権大会

## 追加のローカルルール

本大会において『2025年度石川県高等学校・中学校ゴルフ連盟主催競技ローカルルール』に、下記のローカルルールを追加・変更する。

### < 3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）に追加 >

#### (a) 修理地

(4) 青杭を立て白線によって定められる区域はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。

球がそのプレー禁止区域の上にある場合や、意図するスイング区域、スタンスに対して障害が生じる場合は、規則 16.1f に基づき、罰なしの救済を受けなければならない。

#### (b) 動かさない障害物

(6) 電磁誘導カート軌道 電磁誘導カート用の人工の表面を持つ2本の軌道は、全幅をもって1つのカート道路とみなす。プレーヤーの球がそのカート道路の上にある場合及び、意図するスイング区域が障害となる場合、規則 16.1b に基づく救済を受けなければならない。

一方、カート道路によってプレーヤーの意図するスタンス区域にのみ障害が生じる場合は、あるがままの状態プレーするか、規則 16.1b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。